

日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令案

要綱

第一 管理有料高速道路に係る料金の徴収期間の基準は、その満了の日が令和二十七年九月三十日以前であることとするものとする。

(第五条第二項関係)

第二 この政令は、公布の日から施行するものとする。

(附則関係)